

2023年6月14日

学校法人 大阪医科薬科大学
理事長 植木 實 様

大阪医科薬科大学 教員・医師組合
組合長 川端 信司

2023 年度上半期要望書

2023年度の上半期の要望書を提出いたします。2023年7月14日(金)までに文書でのご回答をお願いいたします。

要求内容

1. 宿日直に関する問題の解消について

宿日直に関する規定と、実際の宿日直医の業務には齟齬が生じているとの意見が多く寄せられています。21:00の宿直開始時刻までの診療体制が不明確、宿直体制を有しない診療科にのみ存在するオンコール担当者、宿日直の業務に定められた内容から逸脱した診療行為の常態化、などであり、早期の問題解消を求めます。

2. 自己研鑽の業務認定について

医師が行った論文執筆や学会の準備などの業務を労働と認め、時間外労働手当を未払い賃金として支給される事例が発生しています。大学や病院において、論文執筆や学会準備やその指導等は業務であるとの認識が広がっており、これらの業務認定を求めます。

3. 基礎系教員の労使協定違反状態の解消について

昨年度の労使協定を締結する際、試験的にでも基礎系教員に対する勤怠管理と手当支給を開始することを確約して頂いて調印いたしました但未だに実現しておりません。早期の開始を求めます。

4. 休日の取り扱いについて

ハッピーマンデーの振替休日、土曜日の指定休日、年5日以上の有給休暇など、休日に関する制度の周知が十分になされておらず、また休暇を取得するのに苦勞するような状況も見受けられます。これら制度を周知し、休暇を取得しやすい職場環境を実現するための対策を求めます。

5. 助教(准)について

今年度の人事発令においても助教(准)を職階とした雇用が見られます。同一労働・同一賃金の原則に則れば助教(准)の就業規則は助教のものとは別に設けなければならないと考えます。本学の対応をお教えください。

6. 基本給の引上げについて

消費税が2014年に5%から8%へ、2019年に更に10%へと増税されました。そして今また諸事情により消費者物価指数が上昇し続けています。これらは実質的に給与の低下が続いていることを意味しています。一方、本学の総収入は安定しているにもかかわらず、長期に亘り基本給の引き上げが行われておりません。また、政府も経済界に積極的な賃上げを求めています。これら状況を鑑み、基本給の引上げを求めます。

以上